

単位 P T A 及び育友会等 代表者 様

神戸市PTA協議会

PTA活動にあたっての参考資料

～みんなでともに育む
未来の子どもたちの笑顔のために～

(2024 年度版)

はじめに

各単位PTA会長をはじめとして役員のみなさまにおかれましては、日頃より子どもたちのために、家庭・地域・学校園などさまざまな場面でご尽力いただいていることに、深く感謝申し上げます。

近年、社会環境が大きく変化していく中で、PTAを取り巻く環境も変わってきています。特に、加入確認や活動の在り方については、マスコミなどでも取り上げられていることは、ご存知の通りです。各単位PTAでも問題にあがっているところが増えていると聞いています。

そこで神戸市PTA協議会では、一定の考え方を提示させていただく必要性があると考え、本冊子を作成するに至りました。主な内容は以下の通りです。

【主な内容】

1. PTAとは・・・・・・・・ P 2
2. 入退会に関する問題・・・・ P 3
3. その他の留意事項・・・・・・ P 4
4. QAコーナー・・・・・・ P 5
5. 参考資料・・・・・・ P 8
6. 参考様式（別紙1～5）

ご活用の際には、各単位PTAがおかれている状況がそれぞれ異なると思いますので、その点を十分にご考慮していただき、各単位PTAの実情に応じた対応をお願いします。また、会員同士の相互理解と、そして何よりも「子どもたちのために」を第一に取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひします。

また、対応に苦慮なさることもあると思いますが、そんな時はけっして一人で悩まずに、役員の方々や学校園、地域、各PTA連合会、神戸市PTA協議会などに相談しましょう。みんなで検討し判断していくことが大切です。

最後になりましたが、PTAは子どもたちが毎日を安心・安全に楽しく過ごしていくために、学校園・地域と連携・協力して活動するといった趣旨に賛同した者が集まり、自主的に運営を行うボランティア組織です。各単位PTA会員が、子どもたちのために一生懸命活動したり、研修に参加して研鑽を積んだりしていることは周知の事実であり、すばらしいことだと思います。

しかし残念なことですが、それがいつの間にか、しなければならないといった負担感のある組織のイメージが強くなっています。

「誰もが参加しやすいPTA」「参加してよかったです」と思えるPTAが、諸問題を解決し、子どもたちの笑顔をふやすことにつながると考えます。前例にとらわれず、よりよいPTAづくりを目指し、保護者、学校園、地域が互いに理解し協力しあって、大切な子どもたちの幸せと健やかな成長を見守っていきますよう、よろしくお願ひします。

1. P T Aとは

①P T A (Parent-Teacher Association) の位置づけ

- Parents(保護者) Teachers (教職員) Association(つながり) の頭文字をとったもので、各学校園単位で保護者と教職員とで作り上げる組織です。
- P T Aは、子どもたちの健やかな成長を願って、保護者と教職員が共に学び共に活動することを目的として、自主的に組織が運営されている「社会教育関係団体」(P8参照) です。
- 法律などにおいて、P T Aは任意団体であると位置づけられ、「その学校園に在籍する子どもたちの保護者と、その学校園の教職員がP T A会員になることができる資格をもっており、その中で、P T Aの趣旨に賛同し協力する意思をもった人々が自らの意思で会員となる」ものであります。

※P T Aは任意団体であり、全保護者と教職員が本人の意思に反してでも必ず入会しなければならないものではありません。

②P T Aを取り巻く主な問題

- 「任意団体であるはずなのに、勝手に加入させられていた。」「家庭環境からして、役員などができるのに、無理に決められる。」など、強制的にさせられるといった声があります。

※この「強制的に」「無理やりに」といった声が、P T Aのイメージをよくないものにしている原因と思われます。後でも述べますが、このイメージを変え、「誰もが参加しやすい」「参加してよかったです」といった声を広げることが大切だと考えます。

③P T A活動をしてよかったという主な声

- 「学校（園）へ行ったり、先生方と話したりする機会が増えることで、子供たちの様子や学校（園）の考えがよく分かった。」
- 「学校（園）へ質問や提案をすることで、疑問が解決したり、自分たちの意見が反映されたりして、よかったです。」
- 「他の会員さんと情報交換することで、子育ての悩みが解決した。」 etc

※「P T A活動が、直接子どもたちのためになっている」「自分たちの考えが学校園の運営に生かされている」「疑問が解決し、学校園や子どもたちのことがよく分かった」といった実感が、「参加してよかったです」につながります。

2. 入退会に関する問題

①周知することが必要です

- ・ P T Aは任意団体であり、入退会も任意であることを周知しないことによってトラブルになる危険性があります。
(熊本では、P T A会長が裁判で訴えられた例があります。)
- ・ 周知することで、退会者や非入会者が出てくる可能性はあります。
- ・ 周知する際には、入会の賛同が得られやすいように、P T Aの存在意義や重要性、活動による充実感などをあわせて説明することも大切です。

※ 「P T Aは入退会が自由な任意団体であることは、法律上明白な事実である」といった意見もありますが、最近の状況を踏まえると、周知することは必要であると考えます。

②入退会の意思確認方法 (以下のような例が考えられます。)

- ・「入会申込書」(例:別紙2)「退会届」(例:別紙5)など書面にて「入会の意思を示すもの」を提出してもらう。(明示的な同意・意思確認)

※入退会の明確な意思表示であり、入退会に関するトラブルを防ぐ方法としては最善です。ただ、手続きの煩雑さや退会者や非加入者が増える可能性はあります。

※周知や意思確認の機会提供が不十分にならぬようにする必要があります。口頭のみでの周知では、「聞いてなかった」「知らなかった」と苦情が寄せられることがあるので、文書による周知が必要になります。

③非入会（退会）を申し出た保護者に対して

- ・ P T A活動にご理解とご協力を求めるることは問題ありませんが、無理に引き止めたり、理由を言わないと非入会（退会）を認めなかつたりすると、強制することになり、問題となる場合があります。
- ・ 理由が分かれば、今後のP T Aの在り方の参考にしましょう。

※P T Aに加入したくない理由の多くが、次のようなものです。

「諸事情がありP T A活動に参加できないけど、何か協力しなければいけないといった雰囲気があって、断りにくい。」

「役員になると、仕事が多くて大変な思いをする。」

「役員の決め方が一方的で強制的である。個人的な理由も言いたくない。」

このような声にも耳を傾け、会員や学校園としっかり話し合って、P T A活動の内容や役員の決め方・仕事量などの見直しを行い、負担感が少なく、参加してよかったですと思えるP T Aにしていきましょう。

④非会員の保護者やその子どもに対して

○保護者に対して

- ・学校内で実施するPTA行事に子どもが参加し、保護者がその様子を見にくることを拒んだり、会員向けの文書を学校から配付する場合に非会員の子どもだけがもらえず疎外感を感じたりすることなどは問題があると考えられますので、そのような扱いをしないようにしましょう。
- ・「PTA総会での議決権がない。」や「市PT協主催のKOBEファミリーコンサート（毎年4月に文化ホールで開催）において会員特別価格が適用されない。」など、合理的な範囲で会員とは異なる扱いを行うことは問題がないと考えられます。

○非会員家庭の子どもに対して

- ・PTA活動の趣旨は「すべての子どもたちのために」です。非会員家庭の子どもだからといって、PTA行事に参加させないといった扱いをしてはいけません。
- ・入学や卒業の記念品など子ども個々人に贈呈される物品に関しては、「PTA会費を納めていないのに贈呈されることはおかしい。」といった声が出てくることも予想されます。以下のような例が考えられますので、会員や学校園といっしょになって検討してください。

【物品贈呈に関する例】

- ・会員の同意を得た上で、保護者が会員、非会員のどちらであっても、子ども全員に贈呈する。
- ・PTAから贈呈することをやめる。

※非会員の保護者やその子どもに対する扱いは、慎重に検討し対応しましょう。会員や学校園と相談するだけでなく、非会員の保護者への十分な説明も大切です。

3. その他の留意事項

①役員選出について

- ・立候補で決まることがいちばん望ましいです。
- ・選考方法や選考過程を事前に明確化しておくことが大切です。
- ・役員選出時に、免除理由として、家庭の事情や傷病の内容といった個人情報を公開することは、当事者に精神的な苦痛を与え、問題となる可能性があります。
- ・役員選出時に、欠席をした会員の同意がなく、代理の者がくじ引きなどを行い、役員を割り当てることはトラブルの原因となり得ます。

※押し付け合いにならないように、負担感を少なくすることも必要です。
また、「個人情報の保護」(P8 参照) や「強制的ではなく民主的な選出方法」も十分に検討してください。

② P T A会費について

- ・総会などで、会計報告や会計に関する書類を開示して、ていねいに説明をおこなう必要があります。会員に十分な理解を得るようにしましょう。
- ・P T Aが学校園に対して自発的な寄付を行うことは禁止してはいませんが、内容や必要性をしっかりと検討しましょう。
- ・単年度収支が均衡することを基本とし、繰越金の増加傾向が続いている場合は、会費制度や会費額の見直しをしましょう。

※使途については、明朗で明確な説明責任が果たせるようにすることが大切です。

③ P T A活動の見直しについて

- ・まずは前年度の活動について、しっかりと振り返ることが大切です。そして活動内容を単に減らすのではなく、必要なものはさらに発展させることも大切です。前年度どおりにするかどうかを皆で話し合い、活動の見直しをしやすい雰囲気をつくりていきましょう。

例えば、

- ・会議や活動の回数を減らす。短時間で行ったり、終了時刻を決めたりする。
- ・子どもに直接かかわる活動を大切にする。
- ・運営委員会などの会議で、形式だけの報告を少なくして、困りごと相談（情報交換）や学校園への質問や提案を多くする。
- ・会員へのアンケートを実施し、活動の精選を行う。
- ・活動への参加を割り当て制ではなく、エントリー制とする。
- ・本来は学校園が行う仕事をP T Aが行っていないか確認する。

※困ったときは、他校園のP T Aの取り組みを参考にすると、良い活動につながることがあります。P T A研修の機会を利用して情報交換をするといいですね。

「負担感が少ない」「子どもの様子がよく分かる」「他の人の考え方や取組みを知ることができるよさがある」「学校園運営にかかわることができる」といったやりがいを実感すると、P T Aのイメージがよくなり、P T A問題の解決につながっていくでしょう。

4. QAコーナー

Q 1 P T Aは、任意団体であることは多くの人が知っていることだと思いますが、説明する必要はあるのですか？

A 1 「P T Aは入退会が自由な任意団体であることは、法律上明白な事実である」との意見もありますが、「説明がなかった」「きちんと知らせるべき」という声が多く寄せられる最近の状況を踏まえると、説明は必要であると考えます。

Q2 入会申込書による意思確認は、必ずしなければなりませんか？

A2 「強制的に加入させられた。」と保護者が受け取らないように配慮する必要はあると考えます。入退会に関するトラブルを防ぐためにも、書面による入退会の意思確認が明確であり最善です。

Q3 「入会しない。」「退会したい。」という保護者には、どう対応すればよいですか？

A3 入退会は任意であるため、認めましょう。強制的に引きとめることはできません。また、可能であれば今後のために入会しない理由を尋ねてみましょう。

Q4 非会員やその子どもに「会員でないから、PTA行事に参加できません。」と示してくださいですか？

A4 PTA活動の趣旨は「すべての子どもたちのために」ですから、そういった対応は望ましくありません。ただ、入学や卒業の記念品など子ども個々人に贈呈される物品に関しては、4ページの④を参考にしてください。

Q5 役員を決める際に気をつけることはありますか？

A5 「強制的に決められた」と受け取られないように、立候補など、会員の意思で決まることが望ましいです。4ページの①を参考にしてください。

Q6 PTA会費の使途がよく分からぬと言われるのですが、どうすればいいですか？

A6 総会などでていねいな説明をしましょう。会計報告や会計に関する書類などを開示できるようにもしておきましょう。また、学校園に対してPTA会費を使う場合にも、内容や必要性をしっかりと検討しましょう。

Q7 PTA活動の見直しをどうすればいいのでしょうか？

A7 例① 前年度までの活動を振り返るとともに、継続行事の今後の必要性を会員の多数で確認し、活動の見直しをしやすい雰囲気をつくる。
例② 会議や活動の回数を減らす。時間も短くして終了時刻を決めて守る。
例③ 会議で、形式だけの報告を少なくして、困りごと相談（情報交換）や学校園への質問や提案を多くする
例④ 子どもに直接かかわる活動のみを行う。
例⑤ アンケートを実施し、活動の精選を行う。
例⑥ 活動への参加を割り当て制ではなく、エントリー制とする。
例⑦ 研修会などの機会に他校園PTAと情報交換をする。

Q8 PTAに入ったら何かいいことがあるのと聞かれたのですが、どう応えればよいでしょうか？

A8 例① 学校園へ行ったり、教職員と話したりする機会が増えることで、学校園の考え方や子どもたちの様子がよく分かる。
例② 学校園へ質問や提案をすることで、疑問が解決したり、学校園の運営にかかわれたりする。
例③ 他の会員と情報交換することで、子育ての悩みが解決する。

5. 参考資料

社会教育関係団体

PTAは、社会教育法（※下記参照）の定めるところにより「社会教育関係団体」と定義づけられます。社会教育は、多様な主体により、様々な場や機会で行われています。とされています。学習の拠点となる代表的な社会教育施設として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設などがあります。

あらゆる教育の出発点である家庭で行われるのが「家庭教育」、学校園で行われるのが「学校園教育」、それと並んで大切な教育が「社会教育」です。

子どもたちが家庭や学校園で成長し、社会の中で生きていく上で、PTA活動は大切な役割を果たしています。子どもたちの健全育成のために、私たち会員自らが学ぶことも大切であり、PTAはそういった成人教育の場でもあります。

【参考1】社会教育法

（社会教育の定義）

第二条

この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びリクリエーションの活動を含む）をいう。

（社会教育関係団体の定義）

第十条

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

個人情報保護

平成29年に、個人情報保護法が改正され、これまで法の適用外であった小規模事業者（保有する個人情報が5000人以下の企業）も個人情報保護法の対象となりました。つまりPTAも対象となり、個人情報を守る必要があります。令和3年個人情報保護法が、改正（令和5年4月施行）され、これまで別々に定められていた民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人のルールを集約・一体化するため、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についてもこれに統合され、個人情報保護に関する全国的な共通ルールが定めされました。

【参考2】個人情報の保護に関する法律

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、・・・(略)。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ②～④ 略

PTA活動にあたっての参考資料

発行日 令和6年5月

- 発行者 神戸市PTA協議会
- 所在地 神戸市中央区東川崎町1-3-2
神戸市総合教育センター内
電話 078-360-3453
FAX 078-360-3454

(協力：神戸市教育委員会事務局)